平成３０年度から国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲が変わります

	【医療分】		【後期高齢者支援金分】		【介護保険分】	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
所得割	8.90%	**8.90%**	3.00%	**3.00%**	2.40%	**2.40%**
資産割	―	―	―	―	―	―
均等割額	24,000円	**24,000円**	10,000円	**10,000円**	9,000円	**9,000円**
平等割額	23,000円	**23,000円**	8,000円	**8,000円**	4,000円	**4,000円**
課税限度額	540,000円	**580,000円**	190,000円	**190,000円**	160,000円	**160,000円**

改正概要

①国民健康保険税の「医療保険分」に係る課税（賦課）限度額を58万円に引き上げます（現行54万円）。

②低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象範囲を拡大するため、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います。

だれもが安心して医療を受けられる国民健康保険制度を維持していくために、皆様のご理解をお願いいたします。

課税限度額の改正

平成29年度限度額（改正前）

医療分	54万円
支援金分	19万円
介護分	16万円
計	89万円

平成30年度限度額（改正後）

医療分	58万円
支援金分	19万円
介護分	16万円
計	93万円

保険税軽減範囲の改正

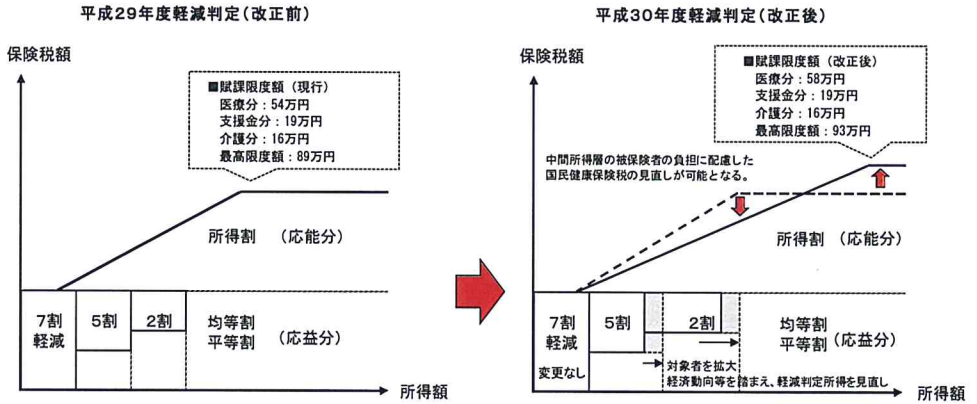

■軽減判定所得

区　分	改正前 世帯主と国保加入者の所得額	改正後 世帯主と国保加入者の所得額
7割軽減基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減基準額	33万円＋**27万円**×被保険者数	33万円＋**27.5万円**×被保険者数
2割軽減基準額	33万円＋**49万円**×被保険者数	33万円＋**50万円**×被保険者数

※ 国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

秋田県仙北市総務部税務課市民税係　0187-43-1117